

試験及び履修等に関する規程

(平成 27 年度以前入学者適用)

(目 的)

第 1 条 この規程は、聖マリアンナ医科大学学則（以下「学則」という。）第 17 条に基づき、試験及び評価等に関する必要な事項を定める。

(試験の種類)

第 2 条 試験は定期試験、追試験、再試験、総合試験、O S C E（客観的臨床能力試験）、共用試験および随時試験とする。

(教育課程)

第 3 条 本学における教育課程は、6 年一貫教育とし、総合教育科目の配当科目及び単位数は別表第 1 のとおりとし、専門教育科目の配当科目及び時間数は別表第 2 のとおりとする。

(定期試験)

第 4 条 定期試験は、予め定めた期間・期日に実施する試験をいう。

- 2 定期試験の時間割は、原則として試験実施の 3 週間前までに掲示する。
- 3 定期試験は、原則として筆記試験とする。ただし、科目担当責任者の裁量により、レポート・口頭試問等で行うことがある。

(追試験)

第 5 条 病気その他やむを得ない事由により、定期試験を欠席した者に対し、追試験を実施する。

- 2 追試験を希望する者は、当該試験終了後 7 日以内に、欠席を証明する事由書（病気の場合は医師の診断書等）を添付した追試験願を医学部長宛に提出し許可を得なければならない。
- 3 医学部長が欠席事由を正当と認めた場合、科目担当責任者は追試験を実施しなければならない。

- 4 追試験の成績は、最高点を 80 点とする。
- 5 原則として総合試験、OSCE（客観的臨床能力試験）は、追試験を実施しない。
ただし、欠席した事由が正当で、かつ、進級（卒業）判定に影響をきたす場合、教育的配慮からこれに代わる方法により評価することがある。

（再試験）

第 6 条 総合教育科目の選択科目を除く科目のうち 定期試験又は定期試験の追試験を受験し、不可の者に対し、定期試験毎の再試験を実施する。

- 2 再試験を受験する者は、所定の手数料を納入しなければならない。
- 3 再試験の成績は、最高点を 60 点（可）とする。
- 4 当該学年に実施する定期試験実施科目（総合教育科目の選択科目を除く）のうち、通年で 60%を超える再試験該当科目を有する者は、当該学年に実施したすべての再試験科目の成績は無効となる。その際、一旦納入された手数料は、如何なる理由を問わず返金しないものとする。

（総合試験）

第 7 条 総合試験は、総合的な学力を認定するために行う試験をいう。

- 2 総合試験の成績の評価は、教授会の議を経て学長が決定する。

（OSCE（客観的臨床能力試験））

第 8 条 OSCE（客観的臨床能力試験）は、態度・臨床技能を客観的に評価するために行う実技試験をいう。

- 2 OSCE（客観的臨床能力試験）の合格基準は、別に定める。

（共用試験）

第 9 条 共用試験は、全国国公立大学医学部・医科大学を対象に実施する臨床実習開始前の臨床実習に必要な基本的な臨床能力（知識・態度・技能）を評価する試験をいう。

- 2 共用試験の合格基準は、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 共用試験に関する運用は、別に定める。

(随時試験)

第 10 条 随時試験は、必要に応じて定期試験以外に授業中あるいは特別な時間を設けて実施する試験をいう。

(不正行為)

第 11 条 試験において不正行為を行った者に対しては、学則第 29 条に基づき懲戒する。ただし、「停学」については遡及して科すことがある。

(試験の成績)

第 12 条 試験等における成績評価は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀 (100 点～90 点)、優 (89 点～80 点)、良 (79 点～70 点)、可 (69 点～60 点) 及び不可 (60 点未満) とし、不可を不合格とする。

(学年末成績)

第 13 条 各授業科目の学年末成績は、定期試験、追試験、再試験および随時試験の成績とレポート、学習態度および講義における出席状況等を勘案し、総合的に評価する。

2 学年末成績は、各授業科目の成績に基づき、秀 (100 点～90 点)、優 (89 点～80 点)、良 (79 点～70 点)、可 (69 点～60 点)、不可 (60 点未満) とし、不可を不合格とする。

3 臨床総論、臨床 PBL、専門教育科目の実習および臨床実習の実習等の評価は点数で表示する。

4 学年末成績において、授業科目の欠席率が 34% 以上の場合は、当該授業科目の成績は次のとおり行うものとする。

(1) 学年末における欠席率が 34% 以上 50% 未満の場合は、その成績の 80% とする。

(2) 学年末における欠席率が 50% 以上の場合は、その成績の 70% とする。

5 出欠席の認定については、別に定める。

附 則

この規程の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

試験及び履修等に関する規程

(平成 28 年度以降入学者対象)

(目 的)

第 1 条 この規程は、聖マリアンナ医科大学学則（以下「学則」という。）第 17 条に基づき、試験及び評価等に関する必要な事項を定める。

(教育課程)

第 2 条 本学における教育課程は、6 年一貫教育とし、総合教育科目の配当科目及び単位数は別表第 1 のとおりとし、専門教育科目の配当科目及び時間数は別表第 2 のとおりとする。

(科目の履修方法)

第 3 条 学生は、前条に規定する教育課程において、現に在籍する当該学年の科目を履修しなければならない。

2 卒業及び学年進級規程第 3 条及び第 4 条の規定に基づき原級留置となった学生は、翌年度に当該学年の全科目（総合教育科目において単位を修得したものとみなした科目を除く）を履修するものとする。

(試験の種類)

第 4 条 試験は、定期試験（中間・期末試験）、追試験、再試験、総合試験、卒業試験、OSCE（客観的臨床能力試験）、共用試験および随時試験とし、筆記、レポート又は口頭試問など教育責任者が別に指定する方法により行うものとする。

(定期試験)

第 5 条 定期試験は、前・後期の中間及び期末に予め定めた期間に実施する試験をいう。

2 定期試験の時間割は、原則として試験実施の 3 週間前までに掲示する。

(追試験)

第 6 条 病気その他やむを得ない事由により、定期試験を欠席した者に対し、追試験を実施する。

2 追試験を希望する者は、当該試験終了後 7 日以内に、欠席を証明する事由書（病気

の場合は医師の診断書等)を添付した追試験願を医学部長宛に提出し、許可を得なければならぬ。

- 3 医学部長が欠席事由を正当と認めた場合、教育責任者は追試験を実施しなければならない。
- 4 追試験の成績は、最高点を 80 点とする。
- 5 原則として卒業試験は、追試験を実施しない。ただし、欠席した事由が正当で、かつ、卒業判定に影響をきたす場合、教育的配慮からこれに代わる方法により評価することがある。

(再試験)

第 7 条 定期試験又は追試験を受験し、不可の者に対し、再試験を実施する。

- 2 再試験の成績は、最高点を 60 点とする。
- 3 卒業試験、OSCE (客観的臨床能力試験)は、原則として再試験を実施しない。

(総合試験)

第 8 条 総合試験は、当該学年までの総合的な学力を認定するために行う試験をいう。

- 2 総合試験の成績評価は、教授会の議を経て学長が決定する。

(卒業試験)

第 9 条 卒業試験は、卒業時に必要な臨床上の知識の到達度を評価するための試験で、卒業判定の認定を行うために用いる試験をいう。

(OSCE [客観的臨床能力試験])

第 10 条 OSCE (客観的臨床能力試験)は、態度・臨床技能を客観的に評価するために行う実技試験をいう。

- 2 OSCE (客観的臨床能力試験)の合格基準は、別に定める。

(共用試験)

第 11 条 共用試験は、全国国公立大学医学部・医科大学を対象に実施する臨床実習開始前の臨床実習に必要な基本的な臨床能力(知識・態度・技能)を評価する試験をいう。

- 2 共用試験の合格基準は、教授会の議を経て学長が決定する。

3 共用試験に関する運用は、別に定める。

(随時試験)

第 12 条 随時試験は、必要に応じて定期試験以外に授業中あるいは特別な時間を設けて実施する試験をいう。

(不正行為)

第 13 条 試験において不正行為を行った者に対しては、学則第 29 条に基づき懲戒する。ただし、「停学」については遡及して科すことがある。

2 試験における不正行為により不合格となった科目の再試験は認めない。

(成績評価の基準)

第 14 条 試験等における成績評価（共用試験、OSCE、総合試験及び卒業試験を除く）は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀（100 点～90 点）、優（89 点～80 点）、良（79 点～70 点）、可（69 点～60 点）及び不可（60 点未満）とし、不可を不合格とする。

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 : 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 : 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 : 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 : 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 : 学修の目標を達成していない。

3 成績評価の基準・方法については、年度当初にシラバス等で公表するものとする。

(学年末成績)

第 15 条 各学年における進級判定は、前条の成績評価基準に基づき、学年末成績を用いて判定する。

2 学年末成績は、定期試験、追試験、再試験および随時試験の成績とレポート、学習態度および講義における出席状況等を勘案し、総合的に評価する。

3 各学年に配当されるブロック講義の成績は、最終的にユニットとして取りまとめ評価を行うものとする。

4 学年末成績において、授業科目の欠席率が34%以上の場合は、当該授業科目の成績は次のとおり行うものとする。

(1) 学年末における欠席率が34%以上50%未満の場合は、その成績の80%とする。

(2) 学年末における欠席率が50%以上の場合は、その成績の70%とする。

5 出欠席の認定については、別に定める。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。ただし、平成27年度以前の入学者で原級留置（留年等）により、適用年度以降の入学者と同一学年になった場合は、本規程を準用する。